

地域ネットワークニュース

～平成27年9月の勉強会のお知らせ & 8月の勉強会報告～

第212回 地域ネットワーク勉強会

「見えない障害、 高次脳機能障害とは」

講師：茨城県立リハビリテーションセンター
高次脳機能障害者支援コーディネーター
高橋由紀氏（社会福祉士、精神保健福祉士）

9月28日(月)
午後7時00分～午後9時00分
神栖市保健・福祉会館内
参加費無料
※事前申し込みが必要です。

高次脳機能障害は、病気や事故などにより脳が部分的に損傷を受け、言語・思考・記憶などの機能に障害が起きた状態です。自覚が難しく、外見では障害が分かりにくいいため「見えない障害」とも言われます。

具体的な症状は、注意力や集中力の低下、古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が利かない、よく知っている場所や道で迷ってしまう…などです。当事者は周囲の状況に見合った適切な行動が取れなくなり、生活に支障をきたすようになってしまいます。

今回の勉強会では、高次脳機能障害の特性、本人への関わり方、支援方法やリハビリの重要性などについて学びます。脳損傷は、事故や病気によって誰もが受ける可能性のあるものです。高次脳機能障害、その当事者や家族を取り巻く環境について、一緒に考えていきませんか？



※事前申し込みが必要です。別紙申込書もしくは電話にてお申し込み下さい。

申込・問い合わせ先：神栖市社協 地域福祉推進センター 担当：飯田 電話 0299-93-0294



第211回 地域ネットワーク勉強会報告 平成27年8月28日開催
〈参加者51名〉

『 老後の安心と備え！ ～相続・遺言・任意後見制度の知識～ 』

講師：斎藤和博 氏（公証人）
鹿嶋公証役場

相続は財産を継承できる順位やルールが法律により厳密に定められています。そのため、遺言書がなく法律で定められた親族等がない場合、その財産は最終的に国庫に帰属されることになります。最高裁判所によると平成24年度に国庫に帰属された相続人がいない財産の金額は375億円に上り、その金額は毎年増加傾向にあるようです。

遺言書には財産の分配のみを記載するだけでなく、「付言事項」として家族に対する思いや遺言内容の思いを遺言者亡き後に伝える方法を教えていただきました。

遺言書は何度でも見直すことができます。いつ、何が起こるかわからない現代。「まだ大丈夫」と思わずに“老後の安心の備え！”のために作れる時に作成しておくことをお勧めします。

★遺言をしておく必要性が高いケース

- ・夫婦間に子どもがない場合
- ・相続人に行方不明者がいる場合
- ・内縁の妻の場合
- ・再婚をして先妻の子と後妻がいる場合
- ・長男の嫁に財産を分けてやりたい場合 など